



# 長野県報

5月30日(木)  
平成25年  
(2013年)  
第2475号

## 目 次

### 告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例に基づき知事が定める法人）の一部改正（情報公開・私学課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
平成13年長野県教育委員会告示第2号（長野県情報公開条例に基づき教育委員会が定める法人）の一部改正（教育総務課）	2

### 公 告

長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の開催（環境政策課）	3
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	3
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活環境課）	4

## 告 示

### 長野県告示第306号

平成25年6月20日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成25年5月30日

長野県知事 阿部 守一

財政課

### 長野県告示第307号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成25年5月30日

長野県知事 阿部 守一

「社団法人長野県私学振興協会  
社団法人長野県私立短期大学協会  
社団法人長野県私立幼稚園協会  
社団法人長野県地域包括医療協議会  
社団法人長野県観光協会  
社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会  
社団法人長野県原種センター  
社団法人長野県畜産物価格安定基金協会  
社団法人長野県農業担い手育成基金  
社団法人長野県林業公社  
社団法人長野県林業コンサルタント協会  
財団法人長野県消防協会  
本則中 財団法人長野県国際交流推進協会 を  
財団法人長野県長寿社会開発センター

財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会  
財団法人長野県健康づくり事業団  
財団法人長野県生活衛生営業指導センター  
財団法人長野県文化振興事業団  
財団法人木曽地域地場産業振興センター  
財団法人長野県中小企業振興公社  
財団法人長野県テクノ財団  
財団法人飯伊地域地場産業振興センター」

「公益社団法人長野県私学教育協会  
 一般社団法人信州・長野県観光協会  
 一般社団法人長野県果実協会  
 一般社団法人長野県原種センター  
 公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会  
 公益社団法人長野県農業担い手育成基金  
 公益社団法人長野県林業公社  
 一般社団法人長野県林業コンサルタント協会  
 公益財団法人長野県消防協会  
 公益財団法人長野県国際化協会 に、  
 公益財団法人長野県長寿社会開発センター  
 公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会  
 公益財団法人長野県健康づくり事業団  
 公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター  
 一般財団法人長野県文化振興事業団  
 一般財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター  
 公益財団法人長野県中小企業振興センター  
 公益財団法人長野県テクノ財団  
 公益財団法人南信州・飯田産業センター 」  
 「財団法人長野県緑の基金  
 財団法人長野県林業用苗木安定基金協会  
 財団法人長野県林業労働財団 を  
 財団法人長野県下水道公社  
 財団法人長野県建設技術センター 」  
 「公益財団法人長野県緑の基金  
 一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会  
 一般財団法人長野県林業労働財団 に改める。  
 公益財団法人長野県下水道公社  
 公益財団法人長野県建設技術センター 」

情報公開・私学課

**長野県佐久建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月30日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

- 1 路線名 東部望月線
- 2 供用を開始する区間  
佐久市印内字下里坊729番の6地先から  
佐久市印内字下里坊727番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年5月31日

道路管理課

**長野県上田建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月30日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 (1) 路線名 東部望月線  
(2) 供用を開始する区間  
東御市下之城字十郎314番の9地先から  
東御市下之城字下宮前236番地先まで  
(3) 供用を開始する期日 平成25年5月31日
- 2 (1) 路線名 東部望月線  
(2) 供用を開始する区間  
東御市下之城字大仁反91番の2地先から  
東御市下之城字京免上1573番の3地先まで  
(3) 供用を開始する期日 平成25年5月31日

道路管理課

**長野県教育委員会告示第6号**

平成13年長野県教育委員会告示第2号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成25年5月30日

長野県教育委員会

本則中 「財団法人長野県文化振興事業団 を  
財団法人長野県体育協会 」

「一般財団法人長野県文化振興事業団 に改める。  
公益財団法人長野県体育協会 」

教育総務課

（この告示は、平成25年5月30日付で発行されたもので、平成25年6月13日付で施行される。）